

# 秋田県スポーツ少年団登録規程

- 第1条 この規程は、秋田県スポーツ少年団設置規程第4章第6条に基づき、スポーツ少年団・団員・指導者・役員およびスタッフの登録に関することについて定める。
- 第2条 登録は、秋田県スポーツ少年団設置規程第2章の目的ののっとり、秋田県スポーツ少年団に加入することを目的として行うものとする。
- 第3条 登録は、秋田県スポーツ少年団が別に定める要件を具備したものをもって、市町村スポーツ少年団から秋田県スポーツ少年団を通じ、日本スポーツ少年団へ、各スポーツ少年団単位で申請する。
- 2 前項の登録にあたっては、市町村スポーツ少年団、秋田県スポーツ少年団および日本スポーツ少年団がそれぞれ別に定める登録料を納めるものとする。
- 第4条 登録の有効期間は、登録の認定を受けた日から、その年度末日までとし、年度ごとにこれを更新する。更新の方法は前条に定めるところによる。
- 第5条 秋田県スポーツ少年団は、第3条の定めにより登録を行ったスポーツ少年団・団員・指導者・役員およびスタッフに対し、日本スポーツ少年団の認定を受け、所定の認定を行う。
- 第6条 登録の認定を受けた団員・指導者・役員およびスタッフ(以下「少年団登録者」という。)が、公益財団法人日本スポーツ協会及び秋田県スポーツ少年団倫理規程に違反する行為を行った疑いがあるとき、別に定める基準に基づき対応を行うものとする。
- 2 前項の対応を行った結果、当該少年団の違反行為が明らかとなり、処分を行う必要があると判断された場合、当該少年団登録者を処分するものとする。
- 第7条 この規程に定めるほか、登録に関して必要な事項は、秋田県スポーツ少年団常任委員会の承認を得て別に定めることができる。
- 第8条 本規程の改定は、秋田県スポーツ少年団常任委員会の承認を得て、変更することができる。
- 附 則 この規程は、昭和61年4月1日から施行する。
- 附 則 この規程は、昭和62年4月1日から施行する。
- 附 則 第3条2項は、昭和63年4月1日から施行する。
- 附 則 この規程は、公益財団法人秋田県体育協会の設立の登記の日(平成24年4月1日)から施行する。
- 附 則 この規程は、平成27年4月1日から施行する。
- 附 則 この規程は、平成28年2月15日に改定し、平成28年4月1日から施行する。
- 附 則 この規程は、平成29年3月1日に改定し、平成29年4月1日から施行する。
- 附 則 この規程は、令和元年12月18日に改定し、令和2年4月1日から施行する。